

印西地区消防組合公告第15号

地方自治法第234条第1項の規定により、事後審査型制限付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年8月16日

印西地区消防組合管理者 板倉 正直

1 事業名称

- (1) 業務名 はしご付き消防ポンプ自動車売払い
- (2) 引渡し場所 千葉県白井市けやき台二丁目8番
印西地区消防組合 西白井消防署
- (3) 引渡し期限 令和4年10月31日
- (4) 事業概要
 - ①目的 はしご付き消防ポンプ自動車の売払い
 - ②規模等 はしご付き消防ポンプ自動車
 - ③仕様 別途仕様書のとおり
- (5) 入札方法 事後審査型制限付一般競争入札

2 入札参加条件

入札参加を希望する場合の資格要件は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する場合は参加することができない。
 - ・印西地区消防組合を構成する市（印西市及び白井市以下「関係市」という。）の令和4・5年度、印西市入札参加資格者名簿・白井市競争入札参加者適格者名簿に登録されていない者。
 - ・印西地区消防組合及び関係市の建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を当該事業の公告の日から入札日までの間受けている者。
 - ・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
 - ・当該事業の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ・民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
 - ・印西地区消防組合建設工事等暴力団対策措置要綱の別表に規定する措置要件に該当する者。
- (2) 別表に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札参加資料の提出等

入札参加希望者は、別表に定める届出期間内に事後審査型制限付一般競争入札参加届出書を持参若しくは書留又は簡易書留により提出するものとする。

- (1) 様式 印西地区消防組合ホームページ→入札情報からダウンロード
URL <http://fire-inzaichiku.eco.coocan.jp/>
- (2) 期間 令和4年8月16日（火）から令和4年8月29日（月）
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 場所 印西地区消防組合消防本部総務課

4 設計図書等の配布又は縦覧又は貸出

印西地区消防組合入札約款及び本業務に係る契約書案、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の縦覧は次のとおり行う。

- (1) 縦覧期間 令和4年8月16日（火）から令和4年8月29日（月）
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (2) 縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 縦覧場所 印西地区消防組合消防本部総務課（入札約款及び本業務に係る契約書案）
印西地区消防組合消防本部警防課（設計図書等）

5 質問及び回答

設計図書等に関して質問等がある場合は、事業担当（警防課）に電話連絡のうえ、使用印の押印された質問書により、次のとおりファクシミリ又は電子メールにて提出すること。質問締切までは何度でも質問をすることができる。

- (1) 期間 令和4年8月16日（火）から令和4年8月29日（月）
- (2) 提出先 印西地区消防組合消防本部総務課

回答は、令和4年9月5日（月）までにファクシミリ又は電子メールにて通知する。

なお質問ができる者は、別表に定める資格要件のうち「工種（業種）」「事業所の所在地」の全てを満たす者とする。

6 入札及び開札

- (1) 入札期間

別表に定める。

- (2) 入札方法

入札期間に持参若しくは書留又は簡易書留により入札すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札金額には消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載すること。

(3) 開札

別表に定める。

7 落札候補者及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定

別表に定める。

(2) 疑義申立て

落札候補者を選出した後、疑義申立ての期間について、契約の締結を一時保留し、これを経過した後、落札者を決定する。なお、疑義申立てにより、設計の違算を確認し、当該入札を無効とした場合には、消防組合は当該入札において、生じた一切の責任を負わない。

(3) 落札者の決定

別表に定める。

8 契約の締結について

落札候補者は、落札決定の日から7日以内（休日を除く。）に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。また、期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

9 入札参加資格等確認書及び確認資料等の提出

開札後、落札候補者となった者は、別に配布する事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認書提出要領に基づき、落札候補者として決定した日から起算して5日以内に入札参加資格等確認書及び確認資料等を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

10 その他

(1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。

(2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

(3) 入札参加者は、入札約款及び設計図書等を熟読し、入札に参加すること。

(4) 提出された届出書等は返却しない。なお、届出書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用することはしない。資格確認資料は、返却しない。なお、公表し、又は無断で使用することはしない。

11 問い合わせ先

印西地区消防組合消防本部

入札担当 総務課 電 話 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 4 2

事業担当 警防課 電 話 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 6 2

F A X 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 1 4

E-mail fire-inzaichiku@nifty.com

印西地区消防組合公告第15号 別表

入札に関する事項			
1 事業概要			
事業名	はしご付き消防ポンプ自動車売払い		
引渡し場所	印西地区消防組合 西白井消防署	引渡し期限	令和4年10月31日
概要	はしご付き消防ポンプ自動車の売払い		
予定価格	500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）		
2 入札参加条件			
資格要件	工種（業種）（※1）	物品部門（不用品買受、（金属くず））	
	事業所の所在地（※1）	指定なし	
	その他事業に必要な資格条件	自動車リサイクル法取引業引取業者名簿登録業者	
3 入札参加資料の提出等			
届出期間	令和4年8月16日（火）から令和4年8月29日（月） 午前9時から午後5時まで		
届出書類	事後審査型制限付一般競争入札参加届出書		
4 設計図書等の交付等			
交付期間	令和4年8月16日（火）から令和4年8月29日（月） 午前9時から午後5時まで		
5 質問及び回答			
質問	令和4年8月16日（火）から令和4年8月29日（月） 午前9時から午後5時まで		
回答	令和4年9月5日（月）までにファクシミリ又は電子メールにて通知する。		
6 入札及び開札			
入札期間	令和4年9月12日（月）及び令和4年9月13日（火） 午前9時から午後5時まで 入札書等の提出を書留又は簡易書留とすることができる。		
開札	令和4年9月14日（水）午前9時30分以降、公告の番号順に行う。 入札者が一人の場合でも、落札決定を行う。		
7 落札候補者、入札参加資格確認及び落札者の決定			
落札候補者の決定	予定価格以上で、最高の価格をもって入札した者を落札候補者として決定する。		
事後審査書類の提出	入札参加資格等確認書及び確認資料を持参により提出。		
備考			
事業担当	印西地区消防組合消防本部警防課 担当 警防係 （電話） 0476-46-9962 （ファクシミリ） 0476-46-9914 （電子メール） keibou-inzaichiku@nifty.com		

（※1）令和4・5年度、印西市入札参加資格者名簿・白井市競争入札参加者適格者名簿に登載されている者。

物品売払い契約書

- 1 事業の名称 はしご付き消防ポンプ自動車売払い
- 2 引渡し場所 印西地区消防組合 西白井消防署
- 3 納付期限 令和4年10月13日
- 4 引渡し期限 令和4年10月31日
- 5 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 金 円)
- 6 契約保証金

上記の物品類売買契約について、売払人と買受人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって物品類売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

住所 千葉県印西市牧の原二丁目3番地
印西地区消防組合
売払人 氏名 管理者 板倉 正直 印

住所
買受人 氏名 印

(総則)

第1条 売払人及び買受人は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする物品類売買契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 買受人は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承せしめ若しくは担保に供してはならない。ただし、書面により、売払人の承諾を得たときは、この限りではない。

(契約金額の納付)

第3条 買受人は、契約金額を売払人の発行する納入通知書により、納付期限までに印西地区消防組合(以下、「消防組合」という。)指定(指定代理又は収納代理)金融機関に納付しなければならない。

2 契約金額が消防組合指定金融機関に納付されたことを売払人が確認したことをもって完納とする。

(所有権の移転)

第4条 物件の所有権は、買受人が契約金額を完納したときに買受人に移転する。

(売払物品の引渡し等)

第5条 売払物品の引渡しは、売払人買受人両者が定める引渡し期間内に売払人買受人立会いのうえ、当該売払物品をその引渡し場所から買受人に引渡すものとし、買受人はこれを速やかに引取る義務を負うものとする。

(危険負担)

第6条 第4条の規定による売払物品の所有権が移転した日から売払物品の引渡し時まで、売払人の責めに帰することのない理由により当該売払物品が滅失又はき損した場合は、すべて買受人の負担とする。

(契約不適合責任)

第7条 本契約に基づく売買は、現状有姿によるものとする。売買物件の品質等が契約内容に適合しない場合でも、売払人は責任を負わないものとし、買受人は履行の追完、代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできないものとする。

(契約の解除)

第8条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除することができる。

(解除に伴う返還金等)

第9条 売払人は、前条の規定により本契約を解除したときは、次項以下に定める措置をとるものとする。

2 買受人が支払った契約金額を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

3 買受人の負担した契約に要した費用は賠償しない。

4 買受人が売払物品に支出した必要費、有益費、その他一切の費用は補填しない。

5 売払人は、本契約を解除した場合において、買受人が損害を受けることがあってもこれを賠償しない。

(買受人の原状回復義務)

第10条 買受人は、売払人が第8条の規定により契約を解除したときは、売払人の指定する期

日までに、売払物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が売払物品を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

2 買受人は、前項ただし書の場合において売払物品が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により損害額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

(損害賠償)

第11条 買受人が本契約に定める義務を履行しないため売払人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第12条 売払人は第9条第2項の規定により契約金額を返還する場合において、買受人が前条に定める損害賠償金を売払人に支払う義務があるときは、返還する契約金額の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第13条 本契約の締結及び履行に関する一切の費用はすべて買受人の負担とする。

(管轄裁判所)

第14条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、売払人の所在地を管轄する裁判所とする。

(契約外の事項)

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約において疑義を生じた事項については、売払人買受人協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 買受人は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 買受人は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知及び監督)

第3 買受人は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、遵守するよう監督しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 買受人は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 買受人は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事柄を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 買受人は、売払人の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 買受人は、売払人の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために売払人から貸与された個人情報が記録された、文書、図画及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 買受人は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、売払人の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。また、承諾は書面によるものとする。

(資料等の返還等)

第9 買受人は、この契約による事務を処理するため売払人から貸与され、又は買受人が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに売払

人に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、売払人が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報を取り扱う事務従事者の明確化)

第10 買受人は、この契約による事務を処理するために特定個人情報を取り扱う事務従事者を報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての報告)

第11 買受人は、売払人から要求のあった場合は、特定個人情報の取扱いの遵守状況について、書面により報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての現地調査)

第12 売払人は、特定個人情報の取扱いについて、必要が生じた場合は、買受人の了解を得て、買受人の事業所を現地調査することができる。なお、調査にあたっては買受人の立会いを求めるものとする。

(事故発生時の報告)

第13 買受人は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに売払人に報告し、売払人の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第14 売払人は、買受人がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

1 個人情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

行政情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 買受人は、行政情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための行政情報の取扱いに当たっては、行政等の権利利益を侵害することのないよう、行政情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 買受人は、この契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知)

第3 買受人は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、行政情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 買受人は、この契約による事務に係る行政情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の行政情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 買受人は、この契約による事務を処理するために行政情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(行政情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 買受人は、売払人の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た行政情報を、当該事務を履行するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 買受人は、売払人の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために売払人から貸与された行政情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 買受人は、この契約による事務を処理するための行政情報を自ら取り扱うものとし、売払人の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 買受人は、この契約による事務を処理するため売払人から貸与され、又は買受人が収集し、若しくは作成した行政情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに売払人に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、売払人が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第10 買受人は、この行政情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに売払人に報告し、売払人の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 売払人は、買受人がこの行政情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 行政情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

情報セキュリティ特記事項

(行政情報の管理及び取扱い)

第1 買受人は、行政情報を取り扱うシステムにパスワード等によるアクセス制限を行わなければならない。

(記録媒体の管理)

第2 買受人は、行政情報を記録した取り外し可能な記録媒体を保管する場合、外部からの脅威にさらされないよう施錠ができるなど安全な場所に保管し、適切に管理しなければならない。

(記録媒体の処分)

第3 買受人は、記録媒体が磨耗等により不要となった場合は、当該媒体に記録されている行政情報をいかなる方法によっても復元できないように消去等を行った上で廃棄しなければならない。

第4 買受人は、行政情報を記録した記録媒体の廃棄は、廃棄を行った日時、担当者及び処理内容を記録し、売払人に報告しなければならない。

(情報システムの搬入・搬出)

第5 買受人は、機器等を搬入・搬出する場合は、あらかじめ既存情報システム等に対する安全性について、可能である場合には調査し、売払人に報告するものとする。

なお、調査が困難である場合には、売払人に確認する等適切な対応を行うものとする。

第6 機器等の搬入・搬出には、売払人及び買受人が立ち会うものとする。

(設置に係わる事項)

第7 買受人は、停電及び電圧異常等によりデータ等が破壊され、業務処理に支障を来す恐れのある情報システムの機器の電源は、当該機器を適切に停止するまでの間に必要な電力を供給する容量の予備電源を備え付ける等の措置を講じなければならない。

第8 買受人は、配線が傍受又は損傷等を受けることがないように可能な限り必要な措置を講じなければならない。

第9 買受人は、設置する情報システム等の動作に影響を及ぼさない場所を考慮し、設置しなければならない。

第10 買受人は、設置する情報システム等を盗難より防止するための物理的措置を講じなければならない。

第11 買受人は、情報システムを組合の施設以外に設置する場合は、売払人の許可を得ると共に、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(作業に係わる事項)

第12 買受人は、機器等の管理及び保守に従事させる者を売払人の許可を得て、その設置場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携帯させなければならない。また売払人から身分証明書の提示を求められた場合には、提示しなければならない。

- 第13 買受人は、業務目的以外での情報システムの使用を行ってはならない。
- 第14 買受人は、成果品（保守の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、売払人の承認を得たときは、この限りでない。
- 第15 買受人は、売払人の許可を得ずに、記録媒体等を執務室外に持ち出してはならない。
- 第16 買受人は、売払人の許可を得ずに、情報システムの機器を執務室外に持ち出してはならない。
- 第17 買受人は、いかなる場合にも知り得た情報を他に漏らしてはならない。
（パスワード等の管理）
- 第18 買受人は、自己の保有するパスワードについて、不用意にもらしたりメモを作ったりしないようにするなど、パスワードの秘密保持に努めなければならない。
- 第19 買受人は、I Cカード又はユーザーI D等を適切に管理しなければならない。
（仕様書等の管理）
- 第20 買受人は、当該システムの仕様書等を最新の状態にしなければならない。また、システムの仕様変更等の処理を行った場合は、その記録を作成し、売払人に報告しなければならない。
（侵害記録の作成）
- 第21 買受人は、当該システムに侵害が発生した場合は、その記録を作成し、売払人に報告しなければならない。
（売払人以外のネットワークとの接続）
- 第22 買受人は、当該情報システムを売払人以外のネットワークとの接続する場合、ネットワーク構成、機器構成及び情報セキュリティレベル等を詳細に検討し、情報資産に影響が生じないことを確認したうえで、売払人の許可に基づき接続しなければならない。
- 第23 買受人は、売払人以外のネットワークとの接続を行うことでネットワークの安全性が脅かされることの無いようにセキュリティ対策に努めなければならない。
- 第24 買受人は、接続した売払人以外のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを物理的に遮断しなければならない。
- 第25 買受人は、売払人のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを、売払人以外のネットワークから遮断しなければならない。
（情報システムの追加・変更）
- 第26 買受人は、情報システムのソフトウェアを追加・変更する場合は、情報セキュリティ上問題にならないかどうか確認後、売払人の許可を得なければならない。
- 第27 買受人は、ソフトウェアを追加・変更する場合は、既に稼動している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。
（情報システムの変更管理）

第28 買受人は、情報システムを追加、変更した場合は、その際の設定・構成等の履歴を記録・保存し、必要な場合には復旧できるようにしなければならない。

(情報システムの保守及び更新)

第29 買受人は、情報システムに情報セキュリティに関する不具合が生じた場合は、速やかに対応を行わなければならない。

第30 買受人は、情報システムのソフトウェアの更新については、計画的に実施しなければならない。

(機器の修理及び廃棄)

第31 買受人は、情報システムの機器を修理する場合、又は貸借期限終了等により廃棄する場合、可能な範囲でバックアップを取らなければならない。

第32 買受人は、情報システムの機器を修理により、組合の施設外に機器を持ち出す場合、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。なお、行政情報の消去が難しい場合は、売払人の立ち会いのもと、組合の施設内において作業を行わなければならない。

第33 買受人は、貸借期限終了等により廃棄する場合は、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。

(機器構成の変更)

第34 買受人は、情報システムの機器の増設・交換を行う必要がある場合には、売払人の許可を得なければならない。

(ウイルス対策)

第35 買受人は、情報システムにウイルス対策ソフトを導入しなければならない。

第36 売払人は、ウイルスチェック用のパターンファイルを常に最新のものに更新しなければならない。

第37 買受人は、ウイルスに関する情報の収集に努め、当該情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合には、その情報を売払人に伝え、注意を喚起しなければならない。

第38 売払人は、当該情報システムにおいて、コンピュータウイルスが発見されたときは、速やかに買受人に報告しなければならない。

(不正アクセス対策)

第39 売払人は、情報システムのセキュリティに関する情報を常に収集し、買受人より修正プログラムの提供があった時は、速やかに対応しなければならない。

第40 売払人は、情報システムに不正アクセスの疑いがある場合には、買受人に報告しなければならない。なお、このとき、買受人は適切な措置を講じなければならない。

(法令等遵守)

第41 買受人は、以下の法令等を遵守する。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)
- (2) 著作権法(昭和45年法律第48号)

- (3) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）
- (4) 本組合個人情報保護条例（平成17年印西地区消防組合条例第3号）

暴力団排除等に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(表明確約)

第2条 契約の相手方（以下「買受人」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）である。

(2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(5) 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は第1号から第4号に該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている。

2 買受人は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除及び賠償)

第3条 印西地区消防組合（以下「売払人」という。）は、契約の定めるところの暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者により契約を解除した場合は、これにより生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(関係機関への照会)

第4条 売払人は、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の排除を目的として、必要と認める場合には、買受人に対して、買受人又はこの契約の下請負人等の役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 売払人は、買受人から提供された情報を所轄の警察署に提供することができる。

3 買受人は、売払人が前項に基づき警察署へ情報の提供をすることについて、承諾するも

のとする。

(工事若しくは業務妨害又は不当要求に対する措置)

第5条 買受人は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から工事若しくは業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに売払人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 買受人は、自ら又は下請事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、買受人に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は速やかに売払人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第6条 売払人は、買受人が前条に違反した場合は、印西地区消防組合建設工事等暴力団対策措置要綱(平成29年告示第3号)の定めるところにより、指名停止の措置を行う。買受人の下請事業者が報告を怠った場合も同様とする。

仕様書

1 総則

この仕様書は、印西地区消防組合（以下「消防組合」という。）が、車両更新に伴い不要となった消防車両1台を鉄屑として売払う事業である。

2 事業名

はしご付き消防ポンプ自動車売払い

3 売買対象車両

車台番号（登録番号）	PR4FPH10033（習志野830そ119）
体の形状車	消防車（はしご付き消防ポンプ自動車）
車検有効期限	令和3年9月19日
引渡し期限	令和4年10月31日

4 売払い条件

- (1) 車両は現状有姿での引渡しとし、車両積載品も含むものとする。
- (2) 売買車両に装備されている赤色灯及びサイレン等は取り外し、使用できないように処理すること。その際、処理の過程を記録写真とし、消防組合へ速やかに提出すること。
- (3) 売買車両及び積載品に表示されている消防組合名称等は消去すること。
- (4) 引渡し場所は、消防組合が指定した場所とし、移送は買受人により実施すること。
- (5) 引渡しの際、施設等を破損した場合は一切の責任を買受人が負うこと。
- (6) 買受人は、売買車両の解体及び永久登録抹消を行い、消防組合が定める期日に書類を提出すること。
- (7) 買受人は、解体届出を代行し、登録事項等証明書を取得して消防組合へすみやかに提出すること。
- (8) 売買車両の契約、永久登録抹消に係る手続き及び搬送等に係る費用は、買受人が負担すること。
- (9) 売買車両は鉄屑として売払うので、譲渡証明書は発行しない。
- (10) 買受人は、消防組合が指定した期日までに契約金額を消防組合が指定した口座に支払うこと。
- (11) 売買車両の引渡し日程は、買受人により契約金額が消防組合指定金融機関に納付され、消防組合側での口座入金確認後、決定する。
- (12) その他、解体等に係る一切の責任は買受人がすべて負うものとする。

5 その他

- (1) 現車確認を希望される場合、下記連絡先に問い合わせをお願いします。

連絡先：印西地区消防組合 警防課 TEL 0476-46-9962

- (2) 別添資料

- (ア) 自動車検査証（写）
- (イ) 車両外観写真

設 計 書

年度	令和4年度	印西地区消防組合消防本部			
	事業名	はしご付き消防ポンプ自動車売払い			
	引渡し期限	令和4年10月31日(月)			
	引渡し先	印西地区消防組合西白井消防署			
物品概要	別添仕様書のとおり				
設 計 金 額					
		金 額			
					円
番号	品 名	数量	単位	単 価	金 額
1	はしご付き消防ポンプ自動車(30m級)	1	台	円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円
	小 計				円
	消 費 税 相 当 額				円
	合 計				円

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日 平成 13年 9月 20日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自重・事業用種別	車体の形状		
習志野 830 6	平成 13年 9月 20日	平成 13年 9月	普通乗車定員 6人	特種最大積載量	消防車	重量	車両総重量	前後軸重
日野	車台番号	[262]	長さ	幅	高さ	19880kg	19880kg	19880kg
PR4FPH10033	型式	原動機の型式	1067cm ³	燃料の種類	軽油	5280kg	5280kg	5280kg
KL-PR4EPHF	所有者の氏名又は名称	F21C	20.78km ³	燃料の種類	軽油	5280kg	5280kg	5280kg
所有者の住所	千葉県印西市大塚1丁目4-1							[12530 0083]
使用者の氏名又は名称	千葉県印西市牧の原2丁目3							[12530 0994]
使用者の住所	***							
使用の本拠の位置	***							
有効期間の満了日	令和 3年 9月 19日							
備考	<p>[野田] 継続検査 自動車重量税額 Y264, 600 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 44, 500km (令和1年8月22日) [旧走行距離計表示値] 39, 500km (平成29年8月24日) [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 43 01883 以下余白</p>							

印西市様子車







